

福島県信用保証協会利用の信用保証料助成要領

公益社団法人 福島県トラック協会

(助成目的)

公益社団法人 福島県トラック協会（以下「協会」という。）会員事業者（以下「会員」という。）が、環境問題対策や交通安全対策対応のため自己資金等の調達に苦慮している実状にあるため、その支援策として会員が金融機関から借り入れする際、福島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証料に対し、協会が保証料の一部を助成し、事業の円滑化を図ることを目的とする。

(助成の対象事業者)

協会入会后6ヶ月を過ぎた会員で、会費の未納が無いものとする。

(助成金対象融資・対象期間)

- 運転資金および設備資金
- 令和3年4月1日～令和4年2月28日

(助成予算額)

1,500,000円

(助成金額)

保証協会に支払われた保証料総額5万円まで全額助成
5万円を超えるときは、超える額の2分の1の額を加えて助成。年度内10万円を限度とする。

但し、公的機関より助成がある場合保証料金額から助成を差引いた額に対し助成するものとする。

また、保証料が分割の場合、申請1回で終了とする。

(助成金の交付申請)

「福島県信用保証協会保証料助成申請書」に「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写しを添付、協会に随時申請する。

(助成金提出期限)

前条の助成金請求提出期限を令和4年2月28日までとする。

但し、予算枠に達したときは申請の受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

協会は、申請内容を精査し予算の範囲内で当該助成金を確定し会員に交付する。

(助成金の返納)

融資を受け、繰上げ償還等を行い、保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会に申告し、返還額に相当する助成金を返納する。

(実施日)

令和3年4月1日から実施する。